

# 平成20年度第4回熊本県環境影響評価審査会

## 議 事 概 要

### 1 日 時

平成21年2月20日(金)午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 場 所

熊本県庁行政棟本館5階審議会室

### 3 出席者

#### (1) 熊本県環境影響評価審査会

植田委員、河上委員、木下委員、小財委員、小島委員、寺崎委員、中野委員、福田委員、矢野委員(会長)、渡邊委員(13人中10人出席)

#### (2) 事務局(熊本県環境生活部環境保全課)

福留課長、藤本課長補佐、安永課長補佐、鉄谷参事、竹田参事、廣畑参事

#### (3) 事業者等

5人

#### (4) 傍聴者等

傍聴者6人、報道関係者なし

### 4 議 題

「(財)熊本県環境整備事業団 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業」環境影響評価方法書について

### 5 議事概要

事務局(環境保全課)から、今回の事業概要の説明並びに熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過及び今後の手続の流れについて説明した後、審査会意見(案)について審議が行われた。主な質疑等については、以下のとおり。

#### 【事業計画に関する事項】

委 員      まず、最初に「事業計画に関する事項」に関してまとめられた意見について 委員いかがか。

委 員      これまで、この審査会を通じて、色々な処分場の計画を見てきたが、どこも建設が大変かつ困難な状況にあると認識している。今回は、県が公共関与という形で実施する事業であるが、私としては、事業計画地が福岡に近いと

ころであるため、もしかしたら福岡の方からの廃棄物が入るのではないかと  
いう気がしていた。事業者に聞いたところでは、(県の指導要綱により)30%  
内であれば(県外からの廃棄物の受入も)可能という話なのだが、民間の事  
業者が行う場合と県が行う場合とでは県内の廃棄物を受け入れる割合が違っ  
ていて欲しい、県営事業であるのでできれば県内の廃棄物だけを処分して欲  
しい、という気持ちがある。そのため、可能かどうかは分からないが、この  
辺をもう少し検討していただくようこのように書いた。

委 員 続いて、 委員から意見はないか。

委 員 (搬入される廃棄物の)チェック体制については、事業者の方からの見解  
に対してそれなりに安心しているが、実際、運営をやる段階でそのチェック  
体制がうまく発揮できるよう、今後も留意してもらいたい。

委 員 続いて、遮水工に関しては、複数の委員から意見が出ているが、その中で、  
本日、出席いただいている 委員から意見はないか。

委 員 私からの意見を言う前に、留意事項がどのような取扱いになるのかという  
ことを最初に確認しておきたいと思う。先ほど説明されたが、5頁目の地下  
水に関するところの真ん中付近が留意事項という取扱いになっているが、こ  
れについては次回(準備書段階で)、詳しく(事業者側に)話をするという  
ように説明をされた。しかし、現実的には、水俣市に計画があった最終処分  
場建設事業の時もそうだったが、既に準備書の段階に入ってから(方法書の  
段階で指摘されていなかったことについて、当審査会から)色々と注文を多  
く付けることについては、若干の疑問を呈されたこともあるので、留意事項  
がどのような取扱いになるのか、教えて頂きたいと思う。

事 務 局 留意事項については、知事意見を述べる際に、意見本文中ではないが、知  
事意見に添えて事業者の方に渡すことになる。

委 員 この文面のままで渡すことになるのか。

事 務 局 そのとおりである。取扱いについては只今説明したとおりであるが、意見  
と留意事項をどのように区別しているかについて、もう一度説明したい。

意見については、環境影響評価項目の選定内容に関するもの、続いて、調  
査・予測・評価の手法に関するもの、続いて、調査・予測の実施時期や範囲  
に関するもの、続いて、環境影響を受けるおそれのある範囲に関するもの、  
である。

次に、留意事項については、資料データの収集や整理、図表の整理・記載  
等に対する助言・注意に関するものである。留意事項の取扱いについては、  
段階別に図表を使った記載方法等により分かり易さを示すものであるとか、

事業計画の具体的な内容に関するものなどを選別し、関係するものを示すということである。一応、モニタリングについては、できた後の事業計画の一環ということもあり、先ほど私が申し上げた地質の状況を、先生の御指摘の深いところとか、広い範囲の状況とか、その流れの状況が明らかになった段階で示すということで、他の地質や水の流れの調査とともに考えるということで区別し、今回は留意事項として取り扱うこととした。

委員 只今の留意事項に関する質問というのは、意見との重みの差とか、拘束力とか、そういう点での質問だと思うのだが、その点はどうか。

事務局 補足するが、水俣市での最終処分場建設事業の場合について、準備書の段階で当審査会から御意見をいただいたが、本来、方法書の段階で言っていたくべきところを、準備書の段階で、例えば、ダイオキシンを調査すべきであったとか、あるいは、予測・評価項目が足りないとか、予測を本来すべきだったとか、そういう方法、調査内容に関するお話があった。準備書は、方法書から2年近く経ってから出てくることになる。準備書が出て来てから、調査項目が足りないとか、評価方法が悪いとかということになると、事業者は再び振り出しに戻って、それからさらに2年近くの調査・予測を行って検証していかなければいけないということになる。そのため、方法書の役目というのは、そういう調査の中身というか、調査項目から予測評価のやり方というのが妥当かどうかということを検証していただくということである。そのため、只今の会長の質問にあった意見と留意事項との重みというのは、意見が意見としての本体になり、留意事項はそれに付随するものという解釈でよろしいかと思う。

委員 それでは、委員の方から、何か御意見はないか。

委員 私は、当審査会は今期で2期目であるので、水俣市での最終処分場建設事業の方法書の段階で審査をしていない。方法書の次の段階である準備書の段階から関わっているのだが、準備書が出てきた段階で色々と検討していった中で、例えば、前回（第3回）の審査会でも他の委員から発言があったし、私も意見を出していたが、地点選定の過程をもっと明らかにしてほしいとか、そういうものについては住民意見とか市町村の意見とか出て来るのだが、今回取り上げずにおいて、その後の準備書段階で意見として言うことができるのか、その辺の取扱いを教えて欲しい。

事務局 選定の経緯ということか、それとも調査地点の選定ということか。

委員 前回（第3回）の審査会の時に、確か委員の方からも質問があったと思うが、候補地選定に当たって、例えば、条件毎に指数化して、各地点毎に点数を出して選定した例の話が出ていた。今回の当該計画地（南関町下坂下

地区)が候補地になったことに関して、当審査会で議論に取り上げたとしても、それは「そもそも論」に該当することだから、当審査会での審議には直接は関係ないという話になるのか。

事務局

今の話は、「そもそも論」とでもいうか、事業の入口のところの話であり、これまでのアセスの事案の中でもたびたび出てきている話である。「何故、この場所を選んだのか」ということだが、現在の環境影響評価(アセス)制度の悲しい点は、事業する場所がほぼ決まって、その場所を実施する場合に影響があるのかないのか、影響がある場合はどういうふうに事業者は環境に配慮していくのか、という制度であること。これまでも当審査会において何回か説明したかと思うが、国では戦略アセス(計画アセス)という制度があるのだが、事業の場所を決める、ルートを決める前に複数案を並べて検討していくという制度であり、県における制度構築に関して当審査会の中でも検討いただいた。現在、国でも取り組んでおり、熊本県でも国が取り組む前にこういう計画アセスをやってはどうかということで検討し、ある程度案として固まった段階まで行った経緯がある。そういう制度ができると、事業計画の初期の段階から、アセス制度の中できちんと議論ができることとなる。しかし、現在の本県の制度は、事業アセスといい、「選定したこの場所で、事業を実施するに当たってどのような影響があるのかないのか」を議論する制度である。これから先は、諸外国が導入しているような戦略アセス、県の言い方では計画アセスというが、そういう新たな制度が導入されると、戦略アセスをまずやって、場所が決まったら現在のアセス制度である事業アセスをやるという二段構えになってくる。そのため、今の段階では、場所がここに決まって、この場所で事業を行うとどのような影響があるかということになる。

委員

方法書意見に対する事業者見解という文書を事前にいただいたが、この資料5の中の3段目に「事業者としては公共関与という県が深く関わった事業であることや地元から強い要望があることを背景に」とある。「地元から強い要望があること」ということは、「地元がこの施設を造ってくれ」と要望したというように私は理解したのだが、これは事実か。

事務局

事業者が別室に控えているので、事業者を呼んで答えさせたいと思う。

(事業者入室)

委員

事前に「方法書への意見に対する事業者見解について(報告)」のコピーが配布されているが、その資料の3段目の段落(4段落目)の中に「事業者としては、公共関与という県が深く関わった事業であることや、地元から強い要望があることを背景に」とある。この「地元から強い要望があるということ」を背景に」ということは、地元からこの施設を造って下さいという要

望があったというように、私はこの文章からは理解したのだが、いかがか。

事業者 只今の委員の質問の件について、私どもの書き方がまずかったのかもしれないが、「自分たちのこの処分場建設計画についての思いを詳しく、できるだけそのまま知事に届けて欲しいという強い要望がある」という意味である。「(省略したり、加工し過ぎたりせず)正しく知事に届けてくださいよ」という意見である。そのため我々としては、地元から意見が出てきたものを、概要的にとりまとめたりせずに、多少表現は変えたとしても生のまま、地元住民の方々の意見という形で整理して県知事にお届けしたということである。

委員 ということは、地元から住民意見とか、市町村の意見があるが、そういう意見をきちんと届けてくださいよ、ということか。

事業者 そういうことである。

委員 少し誤解を生む表現だと思う。

委員 私も 委員と同じように読んだ。しかし、地元の住民意見を読むとそのようには思えないので、疑問に感じたところである。

事業者 「反対」という意見をそのまま正しく知事に伝えてくださいよということも含めており、そのためあまり加工はしていない。

(事業者退席)

委員 委員、他に何かあるか。

委員 先日、新聞でも報道されたが、遮水工については、実際、阿蘇でも事故が発生している。私は報道された内容だけしか知らないが、遮水工が何ヶ所も破けたという記事が掲載されていた。そもそも遮水工が何年ぐらいつものかというデータがほとんどない。これについては、(実証するのが)技術的には難しいのではないかということは十分理解するのだが、処分場が使われる期間、さらにその後、劣化するのかもしれないのか、そういうことを説明しないことには説得力がないのではないかというのが私の意見である。

委員 これは重要なところなので、事業者の方から説明させたい。

(事業者入室)

事務局 会長、提案だが、事業者側からの説明を求めるたびに事業者が出たり入ったりするのは時間ももたないないので、会場内の席で待機しておいてもらってもよろしいか。

委員 構わない。そのようにお願いしたい。

事務局 何回かこういう場面が考えられるので、その方がよろしいかと考えた。事業者をお願いするが、こういう場面が今後出てくるかと思うので、しばらくそのまま着席しておいてもらえないか。

事業者 了解した。

委員 委員、再度、質問をお願いしたい。

委員 資料の1ページ目の一番下の遮水工のところでは私が書いた意見であるが、そもそもこの遮水工の耐用年数についてのデータがない。これについては、経年変化を見ることになるのだから実験するとしても難しいのかも知れない。その辺は理解できるのだが、それはそうとしても、例えば、過酷な条件を与えて、どのぐらいの設定をしたらどのぐらいはもつとか、そういう話がないので、なかなか説得的な説明にならないのではないかと思う。このことについては、これまでのどの施設でも申し上げているが、そもそも何年もつものなのか、そういうものに対しての根拠が明らかでないので、明らかにしていけないと説得的な説明にならないと思う。

事業者 遮水工の耐用年数等についてだが、遮水工の中心、中核となる遮水シートのことであろうかと思う。これについては、方法書の方に書いているが、現在、まだ、基本的な計画段階である。遮水シートについては、アスファルト系、高分子系など、いくつか実際に使われている材料がある。これら材料の中で、今後の調査結果を含めて、現地に即したより適切なものを選択していかなければならないと考えている。

一般的には、メーカー側が耐物理性、耐化学性試験を行っている。パンフレット等に記載されている例を挙げると、紫外線暴露試験や、pHとか化学薬品に対する耐化学性の試験等が行われており、紫外線等に関しては暴露試験で25年、それから実際にアリゾナの砂漠で実地実証試験を行ったもので15年という実験結果があり、それでも遮水シートの機能についてはほとんど低下が見られないということが、公になっているようである。これを踏まえ、今回の処分場では、この遮水シートをそのまま貼るのではなくて、紫外線をカットするような保護マット、さらに廃棄物を埋め立てる前に50cm程度の保護砂をシート上に敷き、紫外線をカットした上で、廃棄物を埋め立てる計画である。そういったことを加味すると、いわゆる処分場に最低限必要と考えられる耐用年数（埋立期間15年+安定化までの期間）50年程度では、シートの劣化はおそらくないであろうと考えている。これは、具体的に裁判の事例ではあるが、いくつかの裁判事例でもそのような各種メーカーのデータについて採用されているように伺っているので、今後、最終的に製品を決める際には、そのようなデータも踏まえてきちんと準備書に記載したいと考えて

いる。

委員 先日の新聞で見たのだが、阿蘇の処分場で遮水シートが破けたという記事が載っていたが、そのような記事を見ると、正直なところ、そのようなことは信用できるのだろうかという感じがする。どういうことで破けたかということは私も知らないが、その辺に関しては何か情報はあるのか。

事業者 我々が整備しようと考えている産業廃棄物の管理型最終処分場というのは、昨年度末での環境省の統計では、公共関与に限らずに民間も含めて全国に千弱、九百数十ある。その中で、同じ構造をもつ、委員の御発言にあった一般廃棄物の最終書処分場、これは我々の処分場と全く同じ構造をもつものだが、全国に数千ヶ所あり、きちんと機能している。問題となっている阿蘇の処分場が何故あのようなことになったのかについては、我々は調査を行っていないので御説明できないが、我々が整備しようと考えている処分場は、まず、きちんと整地し、そのうえにベントナイト混合土と言われる透水係数  $1 \times 10^{-6}$  程度の水を透しにくいものを敷き、さらにその上に遮水シートを敷いていくというような構造を考えている。そのため、先ほど言ったとおり、阿蘇の現地を見ていないので、正確な比較はできないが、我々が考えている構造であれば、他県できちんと機能しているので、現時点では、そういう性能は十分確保できるというように考えている。

委員 阿蘇の事例等も比較のために是非調べておいてほしい。それでは、遮水工に関して御意見あるか。

ないようであれば、その次のモニタリング池に関して、委員から何か御意見あるか。

委員 二番目の意見の方だが、「多自然型モニタリング」と言われても具体的に説明してもらわないと分からない。

委員 事業者の方から説明をお願いしたい。

事業者 「多自然型モニタリング」というのは、今回の最終処分場建設に当たって、私どもが独自に考えた言葉であり、きちんとした学術的用語ではないかもしれない。廃棄物に触れた雨水をきちんと処理して公共用水域、今回は内田川という河川に放流する計画であるが、直接、処理した水を放流するのではなくて、全ての処理した水をこのモニタリング池を經由して最終的に公共用水域に放流するという計画である。その際に、我々が法令の排水基準以上に厳しい自主基準を設けて、河川に生息する動植物に影響がないようにするといった取組について、実際に住民の方々が見て分かるような形にするためにモニタリング池を設けて、処理した水は必ずこのモニタリング池を通すこととして、ここにある種の生物、例えば魚であるとか、水生植物であるとか、そ

ういったものを入れて、もしくは植生させて、何ら影響がないということを通じて普通の方が目で見えて分かるような意味でそのような名前を付けた。言葉の説明としてはそのようなことである。

委 員 委員どうぞ。

委 員 「自然型」ではなくて、「多自然型」という「多」はどんな意味を持つのか。言葉だけで言っているような気がするのだが、特別な意味はあるのか。

事 業 者 いいえ、只今申したように、きちんとした学術的な意味のある言葉ではないので、次回、準備書を作る際には、もっとふさわしい、もっと分かり易い、皆さん方に御理解いただけるような言葉を検討したいと思う。周辺に生息しているもしくは植生しているものを入れて行きたいというように考えている。

委 員 次に、飛散防止施設についてだが、 委員、いかがか。

委 員 37 頁の文章の中で、2m 程度の防じんフェンスを設置し、廃棄物が風で飛散することを防止することについて記載してあることは問題ないのだが、廃棄物の後に粉じんまで書いてある。しかし、この2m 程度のフェンスで、粉じんが風で飛散することを防ぐことができるのだろうか。言葉だけを見ると、この2m 程度の防じんフェンスで粉じんまで止めてしまうように受け取られかねない。粉じんは散水することで止めるぐらいで、フェンスとは無関係ではないかという気がしたのでこのように書いた。

委 員 先ほど事務局から意見案の説明であったとおり、留意事項で結構かと思う。

次に、浸出水の集排水についてだが、 委員、御意見あるか。

委 員 これも事業者から見解があっているので、特に意見はない。

委 員 次の3 頁目の工程・施工計画のところだが、私の方からも意見を出したが、審査会意見としての的確にまとめてあるので、これで結構かと思う。

## 【大気環境】

委 員 次に、「大気環境」の「騒音・振動」に関して、 委員から御意見お願いしたい。

委 員 先ほどの事務局からの意見（案）について説明があったように、私の意見としては、県道から施設までの間に町道があり、しかもその近くには住宅があるので、その町道についてもきちんと検討してほしいということを書いている。



委員 私も同じことを意見として書いているが、事業者の見解として、意見のとおりに検討するよう回答があるので、確実にやってほしいと思う。

次に、ここでは触れていないのだが、住民の方々の意見の中に、「排水処理施設が、現在の計画では西側にあるが、これを東側にすると騒音の影響が小さくなるのではないか」という意見があった。計画どおり排水処理施設を西側に設置する場合と東側に設置する場合とで、どれだけ騒音・振動が違うのか、簡単にできるので、是非、予測計算をしておくと思う。東側と西側とで距離としては西側の方が若干近いのだけれども、一概に距離だけでは何とも言えないと思うので、その辺をしっかりと予測してほしい。

### 【水環境】

委員 続いて「水環境」について、委員、意見ををお願いしたい。

委員 水質のところの私の意見は、工事に伴い色々な粉じんが出た場合に、そういうものが河川を汚染するということがあり得るのではないかとということで指摘をしたものである。

委員 水質についてだが、簡単に言うと、例えばCODとかBOD等が増えると、これが河川を通じて、最終的には海へ流れていくということになる。今、有明海や八代海で異変が起こっているが、その原因は何かと言うと、一番大きいのは、結局、富栄養化なのである。それに、底質が変わったということ。それから流れが遅くなったということ。この3つなのである。こういう有明海異変という大きい問題がクローズアップされる中で、富栄養化を防ぐという意味で色々な施設ができてきたときに、CODとかBOD等の数値が高い水が放流されるとまずいと思う。ここでは、一回調整池に溜めて、それから放流するということなので、河川のCODまたはBODを最初から掴んでおくことも必要ではないかと思う。それから、特に海の場合は、窒素とリンが関係するので、放流先の下流側の現在の数値、それから施設を作った後の数値、そういう値を河川の方で掴んでもらえたらと思う。結果的に、川に流れて行くので、もし将来的に何かあった場合には、その数値の違いが比較できるのでありがたいということである。

委員 委員の只今の意見については、審査会意見案にはない新たな御意見があるので、委員の方から只今の御意見を文面として事務局の方に提出していただきたいと思う。

続いて地下水に移るが、委員から御意見をお願いしたい。

委員 まず、この地下水の意見の一つめの「全体として」と書いている部分は、地下水の部分に関して、ここに書いてある指摘が共通しているということを含んでいるつもりで書いている。

先ほどの説明でもあったように、200m より深いところにも確かに水があり、それが使われているという実績があるわけだから、深いところに水があるということについては疑う余地がないわけである。そうすると、その深いところの水の動きがどうなっているのかということについては、ここではほとんど情報がない、実態の把握はできていないというように私は判断した。深いところの水の動きを把握するためには、やはりもう少し深いボーリングを行って、それを把握するということが必要だということである。

次に、4頁から5頁にわたるところまでだが、ここは全て私が書いた意見だと思う。関連することだが、実際に、九州新幹線のトンネル工事に関して、特に、大牟田市の方から南関町に入ってしばらくの区間、それから玉名市の方からトンネル出口に係わる地域の集落で、井戸水の枯渇等がっており、現に新幹線の工事のトンネルからは大量の水が出ている。そういうことを考えると、やはり浅いところ（表層部分だけ）の地下水の動きに関する話だけでは、事は済まないのではないかという意味で書いている。なお、この場合の浅いところという意味は、この地域の住民が普通に使っている井戸ぐらいの深さという話になる。細かくは先ほど事務局から意見案を説明されたので、大体お分かりいただけるものと思う。

委員 審査会意見としては、この4頁の下の方に書いてあるのでよろしいか。

委員 これで良いと思う。

委員 続いて、5頁の下の方にも、地下水等高線の精度を上げるとか、そういう点での御意見いただいているので、追加することなどあればお願いしたい。

委員 これは、まず、浅いところにしても、深いところにしても、地下水等高線を書くにはデータが十分ではないということ。それから、先ほどの説明の際にも触れられたが、風化帯が下へ深くまで延びているような図があるので、もしそういうことであれば、なお、調査をより密にやってほしいという話になるので、その辺をきちんと捉える必要があるのではないか。それに、風化帯の厚さについて書いてあるが、ある意味では想定図であるので、実際はもう少しボーリング等で確認しながら調査を進めてほしいということである。

委員 そうすると、この審査会意見案として記述してあるものでよろしいか。

委員 よろしい。

委員 それでは、この頁の地下水のところにも 先生から3ヶ所にわたって御意見をいただいているので、さらに追加することなどあったらお願いしたい。

委員 ここで気になっていたことは、先ほど私が質問したことであり、先ほど説明があり、ステップとしてもう一つ進んだところで出てくる対応だからその

時でいいという話で理解した。

委員 では、その下のその他の方も留意事項でよろしいか。

委員 よろしい。

委員 確かに、地図の表現については、少しまずいので、留意事項で記載すればそれで良いかと思う。

### 【土壌】

委員 続いて、土壌に移るが、委員から御意見あるか。

委員 この予測地点の選定に当たって先ほど、審査会の意見が付けてありますけれども、事業者が調査地点の4箇所を選定するに当たり「この地域の気象データはないけれども、集落とかあるために土地利用によって4箇所選んだ」というように書いてあった。ここで、良く分からないのが、粉じんなどの影響を予測するときに、どうして土地利用を考慮して地点を選定するのかということ。今でもこの点については良く分からないので説明をしてほしいと思う。というのが、確かに、そこは現在は利用上民家はないかもしれないが、将来のことを考えると事情が変わるかも知れない。だから、そういう地点の選定に当たっての基本的な考え方をどのように理解したら良いかということである。

委員 事業者の方から説明をお願いしたい。

事業者 只今の件については、委員の御発言のとおりである。方法書では、現状の集落に影響があるのかないのかを考えて調査地点を選んでいる。今回、委員から御指摘があったので、現在の東西各2ヶ所の計4ヶ所にプラスアルファで南北各1ヶ所を加えて、計6箇所で調査を行ったうえで環境影響評価を実施したいということを実業家見解として御回答申し上げている。

委員 今の説明でよろしいか。

委員 よろしい。

委員 土地利用との関係はどうなのか。その地区選定に土地利用を勘案しているという御指摘があったが。

事業者 私どもが方法書を作った時には、やはり人が住んでいるところを重点的にやろうと考えたが、委員の御指摘どおり、風向きなど分かっていないので、やはり全体的に、全面的に分布状況を把握するような、抜けた場所がないような、そういう地点選定が必要だと思う。

なお、騒音・振動等の感覚公害、これは有害物質等が飛び散るわけではなく、人が感じていやだなと思うようなものであるが、これについては、人がいるところ、住宅とか敷地境界とかそういうところが調査ポイントになるだろうと考えている。

委員 そうすると、審査会意見としては、6頁の右下にあるような記述でよろしいか。

委員 はい。

### 【動物】

委員 動物については、3項目に御意見を出していただいている委員、何か御意見あればお願いしたい。

委員 別に意見はない。これで結構である。

委員 7頁に意見を書かれている委員、御意見をお願いしたい。

委員 ここに記載されているとおりで良いと思う。

### 【交通安全】

委員 生態系については、本日、先生がいらっしゃらないので、その次の交通安全に移りたいと思う。一番最初に記載されているのは委員の御意見だが、何かあればお願いしたい。

委員 どうにもならない感じがするのだが、(周辺道路の中で)狭い部分を拓げるのは内藤橋のところだけだと思う。方法書又は審査会意見案のどの部分かに内藤橋については広くしますという記載があったかと思うので、この文章で良いと思う。県が関与して行う仕事であるので、やはりモデルケースになるような、そういう見地で物事を進めていってほしいということである。しかし、実際の状況から考えると(廃棄物搬入に利用される周辺道路の幅を)拓げなさいといっても(諸事情から簡単には)拓げられないだろうから難しいのかなと思う。(少なくとも)橋だけは拓くということだから、その辺で諦めるというのもおかしい話ではあるが、仕方がないのかなと思う。

(ここで私が言いたいのは、)そこに住んでいる人のことを一番に考えてあげなければいけないのではないかということ。私達もだが、事業者も何年か仕事に関われば異動等でそれで終わりになる。しかし、住民の方は、(埋立が終了するまでの間)トラックが行き来するのを見ながら、腹立たしく思い続けられるのかも知れない。だから、その辺のところを考えていただければと思うのだが、実際問題としてはなかなか難しいのかなというように考え

ている。

委員 事務局の方から何かあるか。

事務局 只今の委員の御意見については、審査会意見案の9頁の中ほどにあるような地域指定の件だが、現時点では「歩行者、自転車等の交通安全に十分な配慮を行うことと。」というような意見になるのではないかとということで案を作った。

委員 関連して、内藤橋の架け替えが、具体的に(計画として)挙がっているようだが、和水町の内田川沿では、両側に家が建っていたり崖だったりするけれども、そのような部分についての改修計画というのは、今のところないのか。

事務局 その件については、道路管理者、同じ県ではあるが土木部になるので、確認したところ、今回の事業計画地周辺、県道3号で、今のところ計画があるのは、内藤橋の改修だけということである。改良については、例えば側溝の改修とかライン引きとか、補修的な工事や安全対策等、局部的なものは考えているかも知れないが、現時点で規模の大きな改良というのは計画されていないということである。

委員 私は書かなかったが、主要地方道大牟田植木線から、事業実施区域へ向かう町道に曲がるころは、あまり良い状況ではないようだ。(和水町側から来ると)高速道路下のボックスカルバートを出てからすぐ左折する形である。そのため、安全上、非常に問題があるのではないかと感じられるが、その辺については、交通安全に関する審査会意見案の中ほどの段落に含まれているということで良いか。少し付け替えるとか、少し見通しが良いように少しその部分だけでも直すとか、そういうことが可能なら良いのだが。

事務局 地元の玉名地域振興局の方から出ている意見も道路管理者としての意見でもあるので、その辺りは今後事業者側と道路管理者としての県の方とで、多少とも要望なり調整なりすることも可能ではないかと考えているが、現時点では具体的なものはないようである。

委員 一応、全体の調整は終わったが、最後に全体を通して、その他に漏れだとか追加すべき御意見等あったら、どんなことでも構わないのでお願いしたい。

委員 4頁の地下水の部分の一番上の審査会意見の最後の部分に「その実態を明らかにするために十分とはいえない。」という表現がある。その下の方でも「実態を明らかにする必要がある」とか、その次のところなども「必要がある」という表現である。「十分ではない」というのと「必要がある」というのでは、ちょっと強さが違うかなという印象を受けるので、できれば「明ら

かにする必要がある」という表現にしてほしい、というのが私の意見である。

委員 今のところは、意見として強く要望するということで、「必要がある」というように書いた方が良くと思う。

事務局 では、そのように修正したい。

委員 県の方にお尋ねするが、今の事業アセスのやり方を計画アセスの方に移行するのはまだ先のことが。

事務局 先だって計画アセスを進めたいということで、県の方で要綱（案）まで作り、当審査会でも説明までさせていただいたと思うが、この要綱（案）を作ったちょっと後に、環境省が戦略アセスガイドラインというものを作った。まず、環境省がガイドラインを作り、その環境省のガイドラインを基にして、今度は、各省庁、例えば国土交通省等の事業を持っている省庁が、自分のところの事業を行うに当たっての細かいガイドラインを作るというようになってきている。国土交通省の方は今出かかっているが、他の省庁を含め、国のガイドラインの中身を見て、県が一旦作った要綱（案）を再度見直すべきところは見直し、整理できるところは整理して、その後、再スタートというように考えているところである。そのため、現在、国の戦略アセスガイドラインの様子を眺めてみているところである。

委員 その他、御意見はないか。 委員どうぞ。

委員 ここでは全然書いてないのだが、資材の運搬車両とか廃棄物の運搬車両の運行ルートの一部に「九州自然歩道」というのが入っているかと思う。「九州自然歩道」になっているのであれば、これは外した方がいいのではないか。

委員 事務局の方から説明お願いしたい。

事務局 御指摘があったので、関係課である自然保護課に問い合わせを行った。その聞き取り結果について御報告申し上げたい。

自然歩道というのは、国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然や歴史、文化に触れ、国土や風土を再認識し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的とするもので、自然景観や文化等に恵まれた既存の遊歩道をネットワーク化した長距離の自然歩道ということである。分かりにくいのだが、九州自然歩道というのは、昭和50年から昭和55年にかけて整備された九州を一周する自然探勝歩道であり、総延長は約2,500km、熊本県内では、9カ所のモデルコースを設定し、その延長は600km余とのことである。そして、ここがポイントなのだが、この県内にある9ヶ所のモデルコースを連絡するため、既存の国道、県道等を重用（併用）して、県内を周回することとなっているということである。要するに、九州全区間、パンフ

レットにあるように全部繋ぐという構想であり、遊歩道がポツンポツンとある中で、その後、それらをとにかく連絡させるということだそうである。

今回御意見のあった九州自然遊歩道は、「小岱山探勝コース」と呼び、南関町の鬼王から玉名市の丸山展望台までの小岱山県立自然公園内の遊歩道を徒歩により散策することを目的としているとのことである。この小岱山探勝コースから隣接の「山鹿日輪寺コース」までの区間について、その移動のために主要地方道大牟田植木線の一部を重用（併用）しているということである。そのため、始点の小岱山から山鹿までの間に県道が入っているけれども、そこを徒歩で移動してもらおうという趣旨ではなく、そこまでは車ないし公共交通機関で移動していただくということのようである。

委員には、地図をお渡ししているが、「小岱山探勝コース」の場合は、始点である南関町の鬼王から玉名市の丸山展望台まで遊歩道があり、隣接するコースまで既存の国道、県道等を重用（併用）して繋ぐことにより、九州、全国を連絡しているということである。バス停留所などがあるので、公共機関を使うということであり、県道を歩くということではないようである。

委員 最後に、事務局へのお願いだが、知事意見に付随するものとして、先ほどの留意事項は留意事項で整理したものを送付してほしい。

事務局 知事意見が出るタイミングか。

委員 その時で良いので、一緒に送付してほしい。

事務局 了解した。

委員 その他に御意見ないか。特にないようであれば、先ほど審議していただいた内容を、事務局から説明のあった様式に整理して、会長名で審査会意見として知事に提出することとしたいと思う。最終的には各委員の先生方に確認していただくことになる。以上で、本日の審議を終了したい。

それでは事務局にお返すする。

#### 配付資料

##### 会議次第

「(財)熊本県環境整備事業団 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業」方法書に対する審査会意見のとりまとめ

「(財)熊本県環境整備事業団 熊本県公共関与管理型最終処分場建設事業」に関する熊本県環境影響評価審査会意見(様式)